

○ 財務省告示第二百三十四号
平成十二年六月十四日(以下「本規則」といふ)
件等を次のように定む。
二条 第五十五条第一項の規定に依り告示する。
二条 第五十五条第一項の規定に依り告示する。

国庫短期証券(第一百四十四回) 財務大臣 野田佳彦

二条 第五十五条第一項の規定に依り告示する。

四 行方法の適用振替等の方法

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
國定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に一金号法
市る参て札發によ下競闘を振替式第一九十九条昭和二
場も加、と行る争は受けたる条昭和二年
特の者財同一発行価に日けるもとのい
別にご務時と行格付本銀もとのい
參よと大にい(以競し銀行のう。)
加るに臣行う。下入行ととし。
者発応がわ。一札わする。法
・行募各れ及一札わする。法
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	三四万四 百千四兆 円百千六 五千 十百八 七五百 億十六 八円億 千四 二千三 三百六 三十 万十	額七額 面千面 金万金 額円額 でで 四四 千兆 百六 五千 十九億 百十九 億	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発							
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 債	争 別	非 債	者 債	特 市	国 市	入 札	価 格	發 競	發 行
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	金 期 限	・ 札 格 競	別 第 參	債 市 場	債 市 場	市 競	競 市 場	格 競 場	日 格 日	發 行 爭	發 行 格
平 成 二 十 二 年 六 月 十 四 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 百 業 業	額 面 金 額 を 支 き 付 き の 銀 翌 行 業 業 日 に	償 還 る 償 と 償 二 償 年 、 期 月 、 が 月 、 銀 行 三 休 業 業 日 に	当 た し と 二 年 、 九 月 、 月 、 十 三 日 日 に	平 成 大 額 百 円 に う 、 つ 。 き き 百 円 業 業 日 に	十 七 面 七 額 百 厘 五 毛 以 上 九 十 九 九 九	額 面 債 格 厘 円 毛 以 上 九 九 十 九 九 九	額 面 債 格 厘 金 一 厘 百 厘 五 毛 九 九 十 九 九 九	額 面 債 格 厘 金 一 厘 百 厘 五 毛 一 厘 百 厘 五 毛 九 九 十 九 九 九	額 面 債 格 厘 金 一 厘 百 厘 五 毛 一 厘 百 厘 五 毛 九 九 十 九 九 九	額 面 債 格 厘 金 一 厘 百 厘 五 毛 一 厘 百 厘 五 毛 九 九 十 九 九 九	額 面 債 格 厘 金 一 厘 百 厘 五 毛 一 厘 百 厘 五 毛 九 九 十 九 九 九	

十額の十額 平す額の
七面応七面 成るの記
銭金募銭金 二。整載
一額債一額 十二数又
厘百格厘百 一二倍は
七円五円 年の記
毛に毛に 六月金録
つにつ 月額は
つき上き 四に最
九の九日 よる低
十九そ十 日も額
九れ九円 の面
九ぞ円 と金